

大口町緊急若年等臨時職員の任用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、現下の厳しい雇用失業情勢に鑑み、雇用・就業機会の創出を図るため、大口町緊急若年等臨時職員の任用（以下「若年等臨時職員」という）に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 若年等臨時職員は、臨時の補助的な業務及び単純な労務に従事させるものとする。

(任用)

第3条 若年等臨時職員は、6月を超えない期間を定めて任用することができる。

この場合において、必要があると認められるときは、その任用を6月を超えない期間で更新することができる。

- 2 若年等臨時職員の任用は、若年等臨時職員として希望する者の中から履歴書等を提出させて選考により行う。
- 3 若年等臨時職員として任用した場合においては、若年等臨時職員任用通知書(様式第1)を交付する。
- 4 若年等臨時職員として任用する場合においては、本人より職務に精励する旨の誓約書(様式第2)を提出させるものとする。

(勤務時間等)

第4条 若年等臨時職員の勤務時間は、1日8時間以内とし、任用通知書により明示する。

- 2 若年等臨時職員には、時間外勤務を命ずることができない。

(賃金等)

第5条 若年等臨時職員の賃金は、別に定めるところによる。

- 2 若年等臨時職員には、一般職の職員に準じて通勤手当を支給する。ただし、任用期間が1月に満たない者には支給しない。
- 3 若年等臨時職員には、本条に規定するもののほか、いかなる給付も行わない。

(賃金の計算期間と支払日)

第6条 若年等臨時職員の賃金は、月の1日から末日までを計算期間とし、翌月の16日までに支給する。

(休暇)

第7条 若年等臨時職員には有給休暇は付与しない。

(服務及び懲戒)

第8条 若年等臨時職員の服務及び懲戒は、大口町一般職の職員の例による。

(公務災害補償)

第9条 若年等臨時職員が、公務又は通勤により負傷し、又は疾病にかかり、又は死亡した場合には、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）又は大口町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和43年大口町条例第1号）のいずれかにより補償する。

(退職)

第10条 若年等臨時職員が次の各号のいずれかに該当するときは、任用期間中であつても退職させることができる。ただし、町長が特に認めた場合は、この限りでない。

(1) 退職の届出があつたとき。

(2) 勤務実績が良くないとき。

(3) 心身の故障のため職務の遂行に著しい支障があり、又はこれに堪えないとき。

2 前項第2号及び第3号に定める理由により任用を解除するときは、遅くとも30日前までに予告通知書（様式第3）により通知するものとする。

(その他必要事項)

第11条 この要綱に定めるもののほか、若年等臨時職員について必要な事項は、町長が定める。

附 則（平成14年11月1日 大口町訓令第14号）

この要綱は、告示の日から施行し、平成14年10月1日から適用する。

様式第1（第3条関係）

若年等臨時職員任用通知書

年 月 日

様

事業所 名称 大口町

所在地 丹羽郡大口町下小口七丁目155番地

使用者 職氏名 大口町長

あなたを任用するにあたっての労働条件は、次のとおりです。

雇用期間	年 月 日から 年 月 日まで
勤務場所	
仕事の内容	
始業・終業 時間及び 休憩時間	時 分から 時 分まで 大口町職員の勤務時間、休暇等に関する規程による
休日又は 勤務日	休 日（ 曜日） 1週間の勤務時間（ 時間）
給料等	1 基本賃金 1時間あたり 円 2 諸手当 通勤手当 円 3 給与の支払日 大口町職員の給与の支給等に関する規則による 4 給与支払時の控除
その他	1 日本国憲法を尊重し、かつ、擁護すること 2 地方自治の本旨に基づき、住民全体の奉仕者として公務を民主的かつ能率的に運営するべき責任を深く自覚し、職務を誠実かつ公正に執務すること

様式第2（第3条関係）

誓 約 書

私は、職務遂行にあたり法令等を遵守し、かつ上司の指示に従い
職務に精励することを誓約します。

また、職務上知り得た秘密は、個人的秘密であると公的秘密であ
るとを問わず、在職中はもちろん退職後も他に漏らしません。

年 月 日

住所

氏名

Ⓜ

大口町長

様

様式第3（第10条関係）

予 告 通 知 書

年 月 日

様

大口町長 印

あなたは、 年 月 日をもって任用期間が満了
しますので通知します。